

奈良県情報公開審査会運営要領

(平成8年10月9日審査会決定)

一部改正 平成13年4月25日審査会決定

一部改正 平成18年12月6日審査会決定

一部改正 平成28年3月11日審査会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県情報公開審査会規則(平成8年5月奈良県規則第4号)第5条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議の原則)

第2条 奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。)第19条の規定による実施機関から諮問があったときの審議は、条例第11条第1項の規定により実施機関が開示請求に係る行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は条例第11条第2項の規定により実施機関が開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をした行政文書をもとに行うものとする。

(反論書等の提出)

第3条 審査会は、条例第19条の規定により実施機関から諮問を受けたときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に基づき審査請求人から提出される反論書について、その写しの提出を当該諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に求めるものとする。参加人がある場合は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に基づき参加人から提出される意見書についても、同様とする。

2 審査会は、諮問実施機関が反論書又は意見書の提出期限を定めた場合において、その期間内にこれらの提出がなかったときは、その旨を報告するよう諮問実施機関に求めるものとする。

(諮問実施機関の理由説明書)

第4条 審査会は、必要に応じ、諮問実施機関に対して、相当の期間を定めて、開示決定等又は開示請求に係る不作為の理由を記載した書面(以下「理由説明書」という。)の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の理由説明書が提出されたときは、審査請求人にその写しを送付するものとする。参加人がある場合は、その参加人に対しても、同様とする。

(審査請求人及び参加人の意見書)

第5条 審査会は、理由説明書の提出を受けたときは、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとする。参加人がある場合は、その参加人に対しても、同様とする。

2 審査会は、審査請求人から前項の意見書が提出されたときは、諮問実施機関にその写しを送付するものとする。参加人がある場合は、その参加人に対しても、同様とする。

3 審査会は、参加人から第1項の意見書が提出されたときは、諮問実施機関及び審査請求人にその写しを送付するものとする。

(意見陳述の申立て)

第6条 審査請求人等（条例第22条第4項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。）の条例第23条第1項の規定による申立ては、口頭意見陳述申立書（第1号様式）により行うものとする。

（補佐人）

第7条 審査会は、審査請求人又は参加人が、前条又は条例第22条第4項の規定による口頭での意見を述べるに当たって、補佐人の付き添いを申し出た場合において、その申出が相当であるときは、補佐人の付き添いを認めることができる。

（意見等の陳述者の数）

第8条 第6条又は条例第22条第4項の規定による口頭での意見を述べる者の数は、5人以内（審査請求人又は参加人の代理人及び補佐人を含む。）とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（指名委員による調査調書の作成及び報告）

第9条 条例第25条の規定による指名を受けた委員は、同条の閲覧、調査等を終了したときは、調査結果の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告するものとする。

（審査会への提出資料の閲覧等）

第10条 条例第26条第2項の規定に基づき審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧を請求しようとする者は、提出資料閲覧請求書（第2号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により提出資料閲覧請求書が提出されたときは、当該閲覧の可否を決定し、提出資料閲覧承諾通知書（第3号様式）、提出資料閲覧一部承諾通知書（第4号様式）又は提出資料閲覧拒否通知書（第5号様式）により、当該閲覧請求書を提出した者に通知するものとする。

3 審査会は、第1項の請求に応じる場合において、閲覧を求められた意見書又は資料に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（委員の除斥）

第11条 審査会は、諮問を受けた事案について委員が特別の利害関係を有するときは、議決をもって、当該委員を当該事案に係る調査審議に関与させないことができる。

2 前項の委員は、同項の議決に係る議事に加わることができない。

（議事録の作成）

第12条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会長及び会長の指名する委員1名の署名により確定する。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成8年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成28年3月条例第40号。以下「改正条例」という。）第2条の規定による改正前の奈良県情報公開条例の規定による実施機関の開示決定等についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てであって改正条例の施行前にされた実施機関の開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。

第1号様式

口 頭 意 見 陳 述 申 立 書

年 月 日

奈良県情報公開審査会会長 殿

郵便番号

住 所 又 は 居 所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

連 絡 先 電 話 番 号

年 月 日付けで審査請求をした事案について、奈良県情報公開条例第23条第1項の規定に基づき、審査会での口頭による意見陳述を希望します。

※ 補佐人を必要とする場合は、下欄に必要事項を記入してください。
なお、補佐人は、最大4人以内でお願いします。

補 佐 人		補 佐 を 必 要 と す る 理 由
氏 名	住 所	

提出資料閲覧請求書

年 月 日

奈良県情報公開審査会会長 殿

郵便番号

住所 又は 居所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

連絡先 電話番号

奈良県情報公開条例第26条第2項の規定に基づき、次のとおり奈良県情報公開審査会への提出資料の閲覧を求めます。

意見書の名称又は 資料の名称等	
--------------------	--

注1 意見書の名称又は資料の名称等については、閲覧の申出に係る資料等が特定できるよう係員と相談のうえできるだけ具体的に記入してください。


<職員記載欄> この欄には、記入しないでください。

申出者の区分	1 審査請求人	2 参加人	3 諮問実施機関
備考	諮問年月日等		

提出資料閲覧承諾通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県情報公開審査会会長 

年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧については、奈良県情報公開条例第26条第2項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしたので通知します。

1 意見書の名称又は 資料の名称等	
2 閲覧の日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後
3 閲覧の実施場所	
4 審査会事務局	
備 考	

注1 閲覧の日時に支障のある場合はあらかじめ審査会事務局に連絡してください。

2 意見書等の閲覧をする場合には、この通知書を提示してください。

第4号様式

提出資料閲覧一部承諾通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県情報公開審査会会長 印

年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧については、奈良県情報公開条例第26条第2項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしたので通知します。


1 意見書の名称又は資料の名称等	
2 承諾しないこととした部分	
3 承諾しない理由	
4 閲覧の日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後
5 閲覧の実施場所	
6 審査会事務局	
備 考	

- 注1 閲覧の日時に支障のある場合はあらかじめ審査会事務局に連絡してください。
2 意見書等の閲覧をする場合には、この通知書を提示してください。

提出資料閲覧拒否通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県情報公開審査会会長 

年 月 日付けで求めのあった審査会への提出資料の閲覧については、奈良県情報公開条例第26条第2項の規定に基づき、次のとおり拒否することとしたので通知します。

1 意見書の名称又は 資料の名称等	
2 承諾しないこと とした部分	
3 承諾しない理由	
備 考	